

障害者活躍推進計画

| | |
|--------------------|---|
| 機関名 | 知内町 |
| 任命権者 | 知内町長 西山 和夫 |
| 計画期間 | 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間） |
| 知内町における障害者雇用に関する課題 | <p>知内町においては、これまで障害者雇用を推進し、現在は法定雇用率を達成している状況であることから、近年は募集・採用は行っていない。</p> <p>今後は、現に雇用されている障害者である職員がより働きやすい環境の整備を進めるため、障害者活躍推進計画作成指針の趣旨に基づき、次のとおり取組を実施する。</p> |
| 目標 | <p>① 採用に関する目標</p> <p>在職する雇用障害者数が前年度を下回らないよう、欠員が生じた場合には補充を行う。</p> <p>② 定着に関する目標</p> <p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> |
| 取組内容 | <p>① 障害者の活躍を推進する体制整備</p> <p>障害者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任する。</p> <p>② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p> <p>身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。</p> <p>③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p> <p>(職務環境)</p> <p>障害者である職員に対して、アンケート等により必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>(募集・採用)</p> <p>欠員が生じた場合における補充(募集・採用)の際には、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の積極的な採用に努める。</p> <p>(働き方)</p> <p>年次有給休暇等の各種休暇の積極的な利用促進に努める。</p> <p>(人事管理)</p> <p>必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮等を行う。</p> |